

平成25年3月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(行ウ)第3号 公文書開示請求許否処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年1月11日

判 決

神奈川県座間市緑ヶ丘六丁目1-23 レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ102号

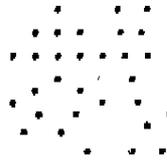
原告 宮部 龍彦
鳥取市下味野415-1

原告 宮部 慎太郎
鳥取市尚徳町116

被告 鳥取市
同代表者市長
処分行政庁
同訴訟代理人弁護士
同
同訴訟復代理人弁護士
竹内 功
鳥取市長
竹内 功
駒井 重忠
西川 弘康
今田 慶太

主 文

- 1 原告宮部龍彦の訴えのうち、処分の義務付けを求める訴えをいずれも却下する。
- 2 原告宮部龍彦のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 原告宮部慎太郎の訴えのうち、処分の義務付けを求める訴えをいずれも却下する。
- 4 原告宮部慎太郎のその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 原告らの平成24年(行ク)第1号文書提出命令の申立を却下



する。

6 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求の趣旨

- 1(1) 鳥取市長が、平成22年9月2日付けで原告宮部龍彦（以下「原告龍彦」という。）に対してした下記の文書（以下「本件各文書」という。）に係る開示請求拒否処分（以下、本件各文書それぞれに対する処分を合わせて「本件甲処分」という。）を取り消す。

記

同和対策固定資産税減免に関する、平成20年度以降の次の文書

ア 鳥取市下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式

イ 鳥取市下味野地区の同和減免の件数と総額

ウ 鳥取市下味野地区の対象地域（地図など）

- (2) 鳥取市長は、原告龍彦に対し、本件各文書の開示決定をせよ。

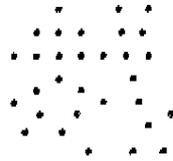
- 2(1) 鳥取市長が、平成22年9月21日付けで原告宮部慎太郎（以下「原告慎太郎」という。）に対してした本件各文書に係る個人情報開示請求拒否処分（以下、本件各文書それぞれに対する処分を合わせて「本件乙処分」という。）を取り消す。

- (2) 鳥取市長は、原告慎太郎に対し、本件各文書の開示決定をせよ。

第 2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 本件のうち、原告龍彦の請求は、原告龍彦が、鳥取市長に対し、別紙記載1の鳥取市情報公開条例（平成11年3月26日鳥取市条例第1号、以下「公開条例」という。）6条1項に基づき、本件各文書の開示を請求したところ、鳥取市長は、平成22年9月2日付



けで、原告龍彦に対し、本件各文書を開示しないこととする旨の決定（本件甲処分）をしたため、原告龍彦が、本件各文書に記載された情報は、①公開条例7条(2)号本文の不開示情報に該当しない上、②公開条例7条(2)号アに該当し同号によって開示しないとされている情報から除外されているなどと主張して、本件甲処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき、本件各文書の開示処分の義務付けを求めた事案である。

- (2) 本件のうち、原告慎太郎の請求は、原告慎太郎が、鳥取市長に対し、別紙記載2の鳥取市個人情報保護条例（平成14年9月26日鳥取市条例第31号。以下「保護条例」という。）14条1項に基づき、本件各文書の開示を請求したところ、鳥取市長は、平成22年9月21日付けで、原告慎太郎に対し、本件各文書を開示しないこととする旨の決定（本件乙処分）をしたため、原告慎太郎が、本件各文書には保護条例15条(4)号の不開示情報が記載されていないなどと主張して、本件乙処分の取消しを求めるとともに、行政事件訴訟法37条の3第5項に基づき、本件各文書の開示処分の義務付けを求めた事案である。

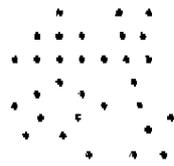
2 関係法令

本件に関する条例は別紙記載のとおりであり、以下では、別紙記載3の「鳥取市税条例」は「市税条例」という。

- 3 前提事実（証拠等認定の根拠を示さない事実は、当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

原告慎太郎は、鳥取市下味野415-1に住所を有する鳥取市下味野地区（以下「下味野地区」という。）の住民である。



鳥取市長は、公開条例及び保護条例上の実施機関であり、本件甲処分及び本件乙処分をした行政庁である（以下、鳥取市長を「処分行政庁」という。）。

被告は、処分行政庁が所属する地方公共団体である。

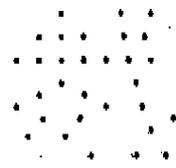
(2) 被告の本件に関わる施策

ア 被告は、地方税法367条の委任に基づき、市税条例58条1項で固定資産税の減免に係る要件を定めている。

また、地方税法702条の8第1項は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によると定めているところ、被告は市税条例153条で同様の定めを置いている。

イ 被告は、市税条例58条1項4号、153条所定の減免の対象日から施行された鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領（乙8）において、他の対象とともに、鳥取市の同和対策対象者も減免の対象とする旨を定め（6項2号）、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（甲4）において実施の基準を定めた。

同要綱は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する対象地域及び市長が別に定める地域（以下、両地域を合わせて、「対象地域」という。）の住民が所有する固定資産のうち、市長が定める区域内にある土地及び家屋（以下、両不動産を合わせて「対象資産」という）の固定資産税及び都市計画税を同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置（以下「同和対策減免措置」という。）の対象とし、対象資産の固定資産税及び都市計画税に係る課税標準額の合計額（当該金額が1500万円を超えるとき



は1500万円)の50パーセントに相当する金額を減税する旨規定していた(甲4)。

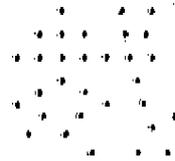
なお、同要綱は、平成23年4月1日に廃止されたが、経過措置において、対象資産に対する平成23年度分の固定資産税及び都市計画税については、対象資産の固定資産税及び都市計画税に係る課税標準額の合計額(当該金額が1500万円を超えるときは1500万円)の25パーセントに相当する金額を減税するものと定めていた(乙9)。

ウ 被告は、前記ア、イのとおり、法令等を整備し、処分行政庁はこれらの法令等に基づき、平成23年3月31日まで同和対策に係る同和対策減免措置をしてきた。

(3) 処分経過等

ア 原告龍彦は、平成22年8月16日付けで、処分行政庁に対し、公開条例6条1項に基づき、本件各文書の開示請求をしたところ、処分行政庁は、同年9月2日付けで本件各文書を開示しない旨の決定(本件甲処分)をした(甲1, 2)。そこで、原告龍彦は、本件甲処分につき、同年10月28日付けで異議を申し立て、これに対し、処分行政庁は、平成23年9月21日付けで同異議申立てを棄却する旨の決定をした(甲5, 9)。

イ 原告慎太郎は、平成22年9月6日付けで、処分行政庁に対し、保護条例14条1項に基づき、本件各文書の開示請求をしたところ、処分行政庁は、同年9月21日付けで本件各文書を開示しない旨の決定(本件乙処分)をした(甲10, 11)。原告慎太郎は、本件乙処分につき、同年11月15日付けで異議を申し立て、これに対し、処分行政庁は、平成23年9月21日付けで同異議



申立てを棄却する旨の決定をした（甲12, 16）。

(4) 本件の提訴

原告らは、平成24年3月8日受付の本件訴状をもって、本件甲処分及び本件乙処分の取消しなどを求めて訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点

(1) 原告龍彦の請求について

- ア 本件各文書は、公開条例7条(2)号本文に該当するか。
- イ 本件各文書は、公開条例7条(2)号アに該当するか。
- ウ 義務付けの訴えの訴訟要件を具備しているか。

(2) 原告慎太郎の請求について

- ア 本件各文書は、保護条例15条(4)号に該当するか。
- イ 義務付けの訴えの訴訟要件を具備しているか。

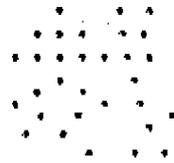
4 当事者の主張

(1) 争点(1)ア（本件各文書の公開条例7条(2)号本文該当性）について

ア 被告の主張

- (ア) 本件各文書は、同和対策減免措置に関する文書であり、本件各文書が開示されれば、特定の地区に同和地区が存在するか否かが明らかになる。

そして、部落差別が、鳥取県内及び鳥取市内において、未だ解消されていない現状に照らすと、ある地域が同和地区に該当するかどうかという事項は、当該地区の居住者や出身者にとって秘密にしたい私的生活情報であるといえるし、ある地区に対象地域が存在するという情報が開示されれば、当該地区の居住者や出身者が差別を受けるおそれがあるから、それらの者の個人の権利利益



を害するおそれがある。

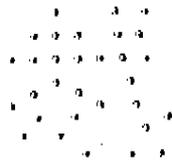
- (イ) 原告龍彦は、同和対策事業では、事業目的が、同和地区の場所を公にするところにあるとしており、本件各文書が開示されても下味野地区の居住者や出身者の個人の権利利益を害するおそれはないと主張する。

しかしながら、同和対策事業について定めた同和対策事業特別措置法の法文からすれば、同和対策事業が、その対象地域を公にすることを目的又は目標とするものでないことは明らかであり、原告龍彦の主張は失当である。

イ 原告龍彦の主張

- (ア) 原告龍彦が開示を求めている情報は、「下味野地区に同和地区があるか否か」であって、個人に関する情報でも、個人の権利利益を害するおそれがある情報でもない。
- (イ) 下味野地区に同和地区が存在することは、鳥取市においては広く知られた事実であるから、本件各文書が公開されたとしても個人の権利利益を害することはない。
- (ウ) 同和対策事業は、事業目的が、同和地区の場所を公にしなが事業を進めることで、差別を解消するところであり、実際、同和地区の場所が記載された「同和地区精密調査」の報告書(甲26)が、国立公文書館で公開されているところ(甲27)、同文書で同和地区とされた地域の住民や出身者が差別を受けている証拠はない。

したがって、本件各文書が公開され、下味野地区に同和地区が存在するということが明らかになったとしても、下味野地区の居住者や出身者個人の権利利益が害されるおそれはない。



(2) 争点(1)イ (本件各文書の公開条例7条(2)号ア該当性) について

ア 原告龍彦の主張

(ア) 各国民に対する課税額は、租税法律主義(憲法30条及び84条)により、あらかじめ法令によって明らかにされなければならない。

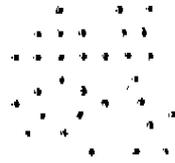
ところで、被告は、前記前提事実(2)のとおり、同和対策減免措置の内部基準として、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を定めており、同要綱は対象地域の住民に対する固定資産税等を減税の対象としている。そうすると、各国民の課税額を知る上で、同和対策減免措置がなされている者に関する情報を知る必要があるから、対象地域が明らかにされなければならない。

したがって、対象地域は、租税法律主義により公にされることが予定されている。

(イ) また、以下のaないしcをからすると、下味野地区に同和地区が存在することは、公にされてきておりそれは慣行である。

a 「被差別部落」と「同和地区」という用語は、ほぼ同義で用いられているところ、下味野部落史研究会が、鳥取県立公文書館に寄贈した「ムラのあゆみ1」という冊子(以下「ムラのあゆみ1」という。)には、下味野地区の旧赤池集落が被差別部落であることが記載されており、同公文書館で誰でも読むことができる。

b 鳥取市では同和対策事業として小集落改良事業を行ってきており、このことは公知の事実であるところ、下味野地区の旧赤池集落では小集落改良事業が実施され、現在も、旧赤池集落



には、小集落改良事業の記念碑及び部落解放同盟鳥取県連合会書記長・同中央本部執行委員であった故人の銅像が置かれている。しかも、下味野地区には、平成23年5月まで「同和地区及びその周辺地域」及び「同和地区住民及び周辺住民」のための施設とされていた下味野集会所が設置されていた。

- c. 鳥取市立美和小学校の校区内には下味野地区があるところ、同小学校では、少なくとも平成3年ころまでは、下味野地区に同和地区が存在することを教え、さらに、明らかにすることが大切であることを指導してきた。

イ 被告の主張

- (ア) 租税法律主義の最も重要な内容は、課税要件法定主義であり、納税義務者、課税物件、課税標準、税率などの課税要件及び租税の賦課・徴収の手續が法律で定められていなければならないことにある。

そして、同和対策減免措置は、前記前提事実(2)のとおり、地方税法367条の委任に基づいて定められた鳥取市税条例第58条1項を根拠としてなされているものである。そうすると、同条同項が固定資産税の減免に係る要件を定めていることによって租税法律主義の要請は満たされているのであって、租税法律主義は誰が減免を受けるかについてまで公にすることを要請するものではない。

したがって、ある地区が対象地域にあたるか否かという情報は、憲法84条及び地方税法367条によって「公にすることが予定されている」情報とはいえない。

- (イ) 原告龍彦は、同和地区が下味野地区に存在することは公にされ

てきておりそれは慣行であると主張するが、ある地域が同和地区であるといった情報は、公にすることが慣行とされているものではない。

(3) 争点(1)ウ (義務付けの訴えの訴訟要件を具備しているか) について

ア 被告の主張

原告龍彦の本件甲処分取消しを求める訴えは、理由がないから、本件各文書の開示処分の義務付けを求める訴えは行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の要件を欠き、不適法である。

イ 原告龍彦の主張

争う。

(4) 争点(2)ア (本件各文書の保護条例15条(4)号該当性) について

ア 被告の主張

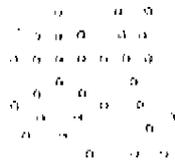
(ア) 本件各文書は、開示請求者である原告慎太郎以外の者に関する情報が含まれている個人情報である。

(イ) 本件各文書が開示されることとなれば、前記(1)ア(ア)のとおり、特定の地区の居住者や出身者が差別を受けるおそれがあるなど、それらの者の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、本件各文書は、保護条例15条(4)号本文の不開示情報に該当する。

(ウ) 原告慎太郎は、対象地域を開示しないことは租税法律主義に反すると主張するが、対象地域は、前記(2)イ(ア)のとおり、租税法律主義によって公にすることが予定されているとはいえない。

(エ) 原告慎太郎は、下味野地区に同和地区が存在することは慣行として公にされていると主張するが、前記(2)イ(イ)のとおり、ある地



区が同和地区であるかといった情報は、慣行として公にされているとはいえない。

イ 原告慎太郎の主張

(ア) 原告慎太郎は、自身に係る固定資産が同和対策減免措置の対象となるかどうかを判断するために必要な情報を請求したに過ぎないのであって、本件各文書は、原告慎太郎にとっては「開示請求者以外の者に関する情報が含まれる情報」ではない。

(イ) 下味野地区に同和地区が存在することは下味野地区の住民であれば当然知り得ることであるから、本件各文書の開示と下味野地区に同和地区が存在することが明らかになることとの間には因果関係がない。

また、下味野地区に同和地区が存在することは、鳥取市においては広く知られた事実であるから、本件各文書が公開されたとしても、個人の権利利益を害することはない。

(ウ) 同和対策減免措置の具体的要件が個別的に開示されないのであれば、自己に課される固定資産税額が適法なものか知ることができないことになり、憲法30条、84条が定める租税法律主義に反する。

(エ) 下味野地区に同和地区が存在することは、前記(2)ア(イ)のとおり慣行として公にされてきた。

(5) 争点(2)イ（義務付けの訴えの訴訟要件を具備しているか）について

ア 被告の主張

原告慎太郎の本件乙処分の取消しを求める訴えは、理由がないから、本件各文書の開示処分の義務付けを求める訴えは行政事件訴訟

法37条の3第1項2号所定の要件を欠き、不適法である。

イ 原告慎太郎の主張

争う。

第3 判断

1 本件甲処分について

(1) 争点(1)ア（本件各文書の公開条例7条(2)号本文該当性）について

ア 本件各文書は、いずれも同和対策減免措置に関する文書であるが、本件各文書の内容からすると、本件各文書に特定の個人を識別することができる情報が記載されているとは考え難い。そうすると、当該文書に、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報が記載されていると解釈できるかが問題となる。

そこで検討するに、本件各文書は、いずれも平成20年度以降の同和対策減免措置に関する文書であり、本件各文書が開示されれば、特定の地区が対象地域に該当するか否か、すなわち、地方公共団体である被告が、特定の地区を同和地区であると解しているのか否かが明らかになってしまう性格の文書である（なお、減税対象者に対する説明資料一式については、その文書自体から地方公共団体である被告が特定の地区を同和地区と解しているかどうかは明らかになるものではないが、原告龍彦は、下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式と限定を付して開示請求をしていることから、このような限定を付した開示請求に漫然と応じるとすれば、地方公共団体である被告が特定の地区に同和地区があると解していることを公式に表明したことになる。）。

そして、鳥取県が平成23年2月に実施した鳥取県人権意識調

査によれば、同和地区の人々に対する部落の現状に関する質問に対し、今なお多くの分野で格差や差別意識が存在している旨の意見（9.6パーセント）や同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない旨の意見（30.6パーセント）などの差別意識が解消されていない旨の意見が53.2%に達した上（乙12・75頁）、自分の子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合にどのように対応するかについての質問に対し、結婚に否定的な意見が12.1パーセントを占めたことが明らかにされており（乙12・7頁）、鳥取県では、差別意識がなくなったとはいえない状況にある。

このような現状に鑑みれば、仮に、被告が、前記のような特定の地区と結び付けた上でなされたような公文書開示請求に応じ、結果として地方公共団体である被告が、特定の地区を同和地区であると解していることを表明することになれば、特定の地区の居住者及び出身者が差別にさらされるおそれがあり、このことは文書の開示請求が差別的取扱を企図してその対象者を特定する目的を有している者によってなされたものなのか、差別意識のない者によってなされたものなのかによって変わりがないものと解するのが相当である。なぜなら、特定地区が同和地区なのかどうかということは未だにセンシティブな事項であるところ、開示するかどうか、開示請求者がどのような目的で、どのような意識のもとに開示請求をしているかといった外形的に容易に判断できない内面的要素によって区別されるとしたのでは、その判断を誤って公的見解が表明された場合にそれによって生じた危険を事後的に解消することが困難であるため、門地による差別を禁じた憲法の精

神を全うすることができないこととなるからである。

イ(ア) これに対し、原告龍彦は、下味野地区に同和地区が存在することは、鳥取市においては広く知られた事実であるから、本件各文書が公開されたとしても個人の権利利益を害することはないと主張する。

しかしながら、鳥取市において下味野地区に同和地区が存在することが一般的に知られていることを示す証拠は提出されていない。したがって、下味野地区に同和地区が存在することが鳥取市において広く知られていると認めることはできない。

よって、原告龍彦の前記主張は採用できない。

イ(イ) また、原告龍彦は、同和対策事業は、同和地区の場所を公にしながら事業を進めることによって、差別を解消することを目的としており、それによって同和地区であることが明らかになった地域の居住者及び出身者に差別が生じた証拠はないと主張する。

しかしながら、同和対策事業の目的は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することにある（同和対策事業特別措置法1条参照）、同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにある（同法5条）。

そうすると、同和対策事業が、その対象地域を公にすることによって差別を解消することを目的としていたとはいえないし、

その対象地域を公にすることによって差別が解消されることになることを認めるに足る証拠もない。したがって、前記の原告龍彦の主張は採用できない。

- (ウ) さらに、原告龍彦は、同和地区の地区名や所在地が記載された「同和地区精密調査」の報告書（甲26）が国立公文書館で閲覧に供され公開されていると主張する。

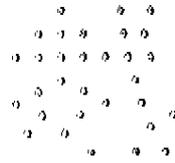
確かに、この文書は、国立公文書館で公開の対象となっているようであるが、それによってどの程度の人が、この文書に記載された地域に同和地区が存在することを認識してきたのかについては、本件訴訟に顕れた証拠を精査しても不明といわざるを得ない。そうすると、同文書に調査対象地区として記載された地域の居住者及び出身者が、同和地区の居住者及び出身者であることが広く認識されているとは認め難い。

したがって、原告龍彦の前記主張も採用できない。

- ウ 以上からすると、仮に、地方公共団体である被告が、前記のような特定の地区に関連付けられた文書の開示請求に応じることによって、特定の地区を同和地区であると解していることが明らかになれば、特定の地区の居住者及び出身者が差別にさらされるおそれがあることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものと評価せざるを得ない。

したがって、本件各文書に記載された情報は、公開条例7条(2)号本文の不開示情報に該当する。

- (2) 争点(1)イ（本件各文書の公開条例7条(2)号ア該当性）について
ア 公開条例7条(2)号アは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情



報」について、個人の権利利益を害するおそれがある情報であっても、不開示情報に該当しない旨定めている。

そして、「公にする」とは、不特定多数の人に周知できるような状態に置くことを意味し（内閣法制局法令用語研究会編「有斐閣 法律用語辞典」有斐閣 初版（1993）82頁参照）、「周知」とはあまねく知れわたっていることを意味する（新村出編「広辞苑」岩波書店 第6版（2008）1326頁、松村明編「大辞林」三省堂 初版（1988）1134頁参照）。そうすると、この公開条例7条(2)号アの情報とは、法令等により又は慣行として、不特定多数の人にあまねく知れわたる状態に置かれ、又はそのような状態に置かれることが予定された情報を意味すると解するのが相当である。

イ これについて、原告龍彦は、憲法30条及び84条に基づく租税法律主義からすれば、対象地域は法令により公にすることが予定されていると主張する。

しかしながら、租税法律主義とは、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国又は地方公共団体がする課税について、国民又は市民が他の国民又は市民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないことを求める原則ではない。

そうすると、同和対策減免措置は、対象地域の住民を対象とするものではあるが（甲4）、租税法律主義は、対象地域外の住民にとって、対象地域が明らかでないからといって、その対象地域を明らかにすることを求めるものではない。したがって、対象地域は、憲法84条に基づく租税法律主義によって「公にすること



が予定されている」とはいえない。

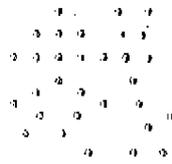
ウ(ア) 原告龍彦は、下味野部落史研究会が、鳥取県公文書館に寄贈した「ムラのあゆみ1」には、下味野地区の旧赤池集落が被差別部落であることが記載されており、「ムラのあゆみ1」は、同公文書館で誰でも読むことができることから、慣行として公にされていると主張する。

確かに、「ムラのあゆみ1」には、歴史的な事実として下味野地区の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されている(甲18)。

しかしながら、鳥取県立公文書館は、下味野部落史研究会から寄贈された「ムラのあゆみ1」を保管し、利用者の請求に応じて「ムラのあゆみ1」を閲覧させていたものであり、その閲覧の態様からすれば、同公文書館が「ムラのあゆみ1」を不特定多数の人に知れわたる状態に置いていたとまでは評価できない。そうすると、「ムラのあゆみ1」に記載された情報が法令又は慣行として公にされていたとはいえない。

(イ) 原告龍彦は、下味野地区で小集落改良事業が実施されたことや、下味野集会所が設置されていることからすると、下味野地区に同和地区が存在することが客観的に明らかであると主張する。

確かに、下味野地区では、昭和51年から昭和55年にかけて、同和対策事業として、小集落改良地区事業が実施され(甲29, 弁論の全趣旨)、現在も小集落改良事業の記念碑及び部落解放同盟鳥取県連合会書記長・同中央本部執行委員であった故人の銅像が置かれている(甲22-1ないし3)。しかしながら、仮



に、当該地区が同和地区であったとしても、その地区に記念碑等や下味野集会所があることや、小集落改良事業が過去に行われたことだけで、当然に他の集落、地区の住民、とりわけ他県から転入するなど鳥取県内に存在する同和地区について何らの知識を有しない市民が同和地区であることを知り得たり、知っていたとはいえず、慣行として公になっていたとは認められない。

(ウ) 原告龍彦は、校区内に下味野地区がある鳥取市立美和小学校では、平成3年ころまで下味野地区に同和地区が存在することを明らかにし、公にすることが大切であるとの指導をしてきたことから慣行として公にされていると主張し、その証拠として雑誌の抜粋（甲24）を提出する。

しかしながら、同証拠は伝聞であるし、記載内容をみると、当該小学校に係る記載の発言者は匿名であり、記載の内容が真実を伝えるものか否か何ともいえず、たやすく信用できない。その他、原告龍彦のこれについての主張を裏付ける証拠は提出されていない。

そうすると、前記の小学校で、下味野地区に同和地区が存在することを明らかにするとともに公にすることが大切であるとの指導をしてきたと認めることはできない。

なお、部落解放運動において、「寝た子を起こすな」という発想を批判する観点から、被差別未解放部落に生まれた者自身が自ら同和問題の存在を明らかにするとともに部落解放を目指す姿勢が必要であることが強調されることがあることは公知の事実であるが、同和地区に住所を有する住民が自ら自分の情報を公表していくことと、住所を有しない者がそのような境遇にある者



の情報を公表することは、局面が全く異なる行為であって、前記のような見解が存在することをもって、特定の地区が同和地区であることを被告が公にすることが許容されるとはいえない。

エ 以上によれば、本件各文書に記載された情報は、法令又は慣行により公にすることが予定されている情報とはいえないし、不特定多数の人に知れわたる状態に置かれている情報ともいえない。したがって、本件各文書に記載された情報は、公開条例7条(2)号アには該当しない。

(3) 原告龍彦による本件各文書の開示請求についてのまとめ

前記(1)、(2)からすると、原告龍彦の本件各文書の開示請求には理由がない。

そして、被告は、本件各文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否しているが、当該開示請求は、本件各文書が特定の地区との関連性を有するかどうかを明らかにせざるを得ない内容を含んでおり、それ自体の回答により、地方公共団体である被告が特定の地区に同和地区があると解しているか否かを結果として明らかにすることにつながるからすると、その存在の有無を答えること自体が開示情報を開示することになるから、本件各文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することは適法である（公開条例10条）。

(4) 争点(1)ウ（義務付けの訴えの訴訟要件の有無）について

本件訴えのうち、本件各文書の開示処分の義務付けを求める訴え（前記第1の1(2)）は、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴えであるところ、同号に定める義務付けの訴えは、申請又は審査請求を却下する処分がされた場合において、当該処分が取り

消されるべきものであり、又は無効もしくは不存在であって、当該処分に対する取消訴訟又は無効等確認の訴えに係る請求に理由があるときに限り許されるものであり（同法37条の3第1項2号）、取消訴訟又は無効等確認訴訟における勝訴が義務付けの訴えの訴訟要件になると解するのが相当である（西川知一郎編「リーガル・プログレッシブ・シリーズ 行政関係訴訟」青林書院 初版（2009）167頁同旨）。

そして、原告龍彦の本件甲処分の取消しを求める請求に理由がないことは上記(1)ないし(3)で判示したとおりであるから、本件各文書の義務付けを求める訴えは、訴訟要件を欠き不適法である。

2 本件乙処分について

- (1) 保護条例では、何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる（保護条例13条1項）。

そして、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものとされており（保護条例2条(3)号）、その個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとされている（保護条例2条(1)号）。

そこで、本件各文書に原告慎太郎の保有個人情報が記載されているのかを検討するに、本件各文書には、前記1(1)アのとおり、特定の個人を識別することができる情報が記載されているとは考え難いことからすると、本件各文書に原告慎太郎についての保有個人情報は記載されていないと推認できる。

したがって、本件各文書には、原告慎太郎が保護条例によって開

示を請求できる情報は記載されていないと考えられるから、原告慎太郎は、保護条例によって、本件各文書の開示請求をすることはできない。

よって、原告慎太郎の本件各文書の開示請求は、その余の点を検討するまでもなく理由がない。

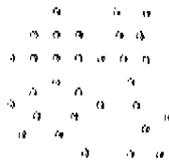
- (2) 被告は、本件各文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否しているが、当該開示請求は、本件各文書が特定の地区との関連性を有するかどうかを明らかにせざるを得ない内容を含んでおり、それ自体の回答により、地方公共団体である被告が特定の地区に同和地区があると解しているか否かを結果として明らかにすることにつながることからすると、その存在の有無を答えること自体が不開示情報を開示することとなるといえることから、本件各文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することは適法である(保護条例18条)。

- (3) 本件訴えのうち、本件各文書の開示処分の義務付けを求める訴え(前記第1の2(2))は、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴えであるところ、同号に定める義務付けの訴えについては、前記1(4)のとおり、取消訴訟又は無効等確認訴訟において勝訴することが、義務付けの訴えの訴訟要件になるものと解される。

そして、原告慎太郎の本件乙処分の取消しを求める請求に理由がないことは前記(1)で判示したとおりであるから、本件各文書の義務付けを求める訴えは、訴訟要件を欠き不適法なものである。

3 文書提出命令について

原告らは、昭和51年前後に鳥取市下味野地区で実施された小集落改良事業の対象地区の図面、事業計画を記した文書(以下「小集落改



良事業関連文書」という。) について民訴法 220 条 2 号, 4 号に該当するとしてその提出を求める文書提出命令 (平成 24 年 (行ク) 第 1 号) の申立てをしたので, 以下に判断する。

原告らは, 小集落改良事業関連文書によって証明すべき事実として, 下味野地区において同和対策事業として小集落改良事業が行われ, その対象となった同和地区が慣行として公にされてきた事実を掲げている。

しかしながら, 前記 1 (2)ウ(イ)のとおり, ある地区に対して小集落改良事業がなされたことをもって, 同地区が同和地区であることを慣行として公にされてきたものとは評価できない。そうすると, 小集落改良事業関連文書は, 原告らが掲げた事実を証明することができるような性格の文書ではなく, 証拠調べの必要性が認められない。

したがって, 原告らの文書提出命令の申立てには理由がないから却下することとする。

第 4 結論

以上の次第で, 原告らの訴えのうち, 義務付け訴訟にかかる部分は不適法であるからいずれも却下し, その余の請求については理由がないからいずれも棄却することとし, 訴訟費用の負担について, 行政事件訴訟法 7 条, 民事訴訟法 61 条, 65 条 1 項本文を適用して, 主文のとおり判決する。

鳥取地方裁判所民事部

裁判長裁判官

和久田

齊

裁判官 遠 藤 浩 太 郎

裁判官 桐 谷 康

別紙

1. 鳥取市情報公開条例

第6条

(1) 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、当該行政文書を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。（第1項柱書）

ア 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名（(1)号）

イ 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項（(2)号）

ウ 前2号に掲げるもののほか、必要な事項（(3)号）

(2) 2項につき省略

第7条

実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない（柱書）。

(1) (1)号につき省略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
ただし、次に掲げる情報を除く。((2)号柱書)

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報(ア号)

イ イ号につき省略

(3) (3)号ないし(8)号につき省略

第10条

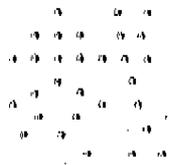
実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 鳥取市個人情報保護条例

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(柱書)

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。((1)号)
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。((2)号)
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとし



て、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

((3)号)

(4) (4)号につき省略

第13条

(1) 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。（第1項）

(2) 第2項につき省略

第14条

(1) 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。（第1項柱書）

ア 開示請求をする者の氏名及び住所 ((1)号)

イ 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項 ((2)号)

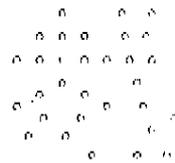
(2) 2項及び3項につき省略

第15条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない（柱書）。

(1) (1)号ないし(3)号につき省略

(2) 開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害



するおそれがあると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。(4号)

(3) (5)号ないし(8)号につき省略

第18条

実施機関は、開示請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

3 鳥取市市税条例

第58条

(1) 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。(第1項)

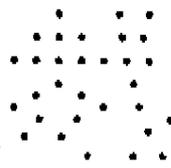
ア 貧困により生活のため公費の扶助を受ける者の所有する固定資産(1号)

イ 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)(2号)

ウ 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産(3号)

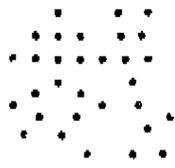
エ 前3号に定めるものを除くほか、特別な事情がある者の所有する固定資産(4号)

(2) 2項及び3項につき省略



第 1 5 3 条

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、徴収する。



これは正本である。

平成25年3月15日

(庁名) 鳥取地方裁判所民事部

裁判所書記官

田 津 男



平成 25 年 10 月 9 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 25 年(ワ)第 6 号 公文書開示請求拒否処分取消等請求控訴事件

(原審 鳥取地方裁判所平成 24 年(ワ)第 3 号)

口頭弁論終結日 平成 25 年 7 月 31 日

判 決

神奈川県座間市緑ヶ丘 6 丁目 1-23 レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ 102 号

控 訴 人 官 部 龍 彦

鳥取市下味野 415-1

控 訴 人 官 部 慎 太 郎

鳥取市尚徳町 116

被 控 訴 人 鳥 取 市

同 代 表 者 市 長 竹 内 功

処 分 行 政 庁 鳥 取 市 長

竹 内 功

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 駒 井 重 忠

同 今 田 慶 太

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2(1) 鳥取市長が、平成 22 年 9 月 2 日付けで控訴人官部龍彦に対してした下記の文書に係る開示請求拒否処分を取り消す。

記

同和对策固定資産税減免に関する、平成 20 年度以降の次の文書

- ア 鳥取市下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式
- イ 鳥取市下味野地区の同和減免の件数と総額
- ウ 鳥取市下味野地区の対象地域（地図など）

(2) 鳥取市長は、控訴人宮部龍彦に対し、上記(1)アないしウ記載の各文書の開示決定をせよ。

3(1) 鳥取市長が、平成22年9月21日付けで控訴人宮部慎太郎に対してした上記2(1)アないしウ記載の各文書に係る個人情報開示請求拒否処分を取り消す。

(2) 鳥取市長は、控訴人宮部慎太郎に対し、上記2(1)アないしウ記載の各文書の開示決定をせよ。

第2 事案の概要等

1 事案の骨子

本件は、控訴人宮部龍彦（以下「控訴人龍彦」という。）が、鳥取市長に対し、鳥取市情報公開条例（平成11年3月26日鳥取市条例第1号。以下「公開条例」という。）6条1項に基づき、「同和対策固定資産税減免に関する平成20年度以降の、①下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式、②下味野地区の同和減免の件数と総額、③下味野地区の対象地域（地図など）」（前記第1の2(1)アないしウ。以下、併せて「本件各文書」という。）を含む文書の開示を請求したところ、鳥取市長が、平成22年9月2日付けで、控訴人龍彦に対し、本件各文書については開示しないとする決定（以下、控訴人龍彦の開示請求に対する本件各文書の各開示拒否処分を併せて「本件甲処分」という。）をし、また、控訴人宮部慎太郎（以下「控訴人慎太郎」という。）が、鳥取市長に対し、鳥取市個人情報保護条例（平成14年9月26日鳥取市条例第31号。以下「保護条例」という。）14条1項に基づき、本件各文書の開示を請求したところ、鳥取市長が、平成22年9月21日付けで、控訴人慎太郎に対し、本件各文書を開示しないとする決定（以下、控訴人慎太郎の開示請

求に対する本件各文書の各開示拒否処分を併せて「本件乙処分」という。)をしたことについて、控訴人龍彦においては、本件各文書に記載された情報は公開条例所定の不開示情報に該当しないし、また、公開条例によって不開示情報から除外されることが定められているなどと主張し、控訴人慎太郎においては、本件各文書には保護条例所定の不開示情報は記載されていないなどと主張して、それぞれ、本件甲処分及び本件乙処分の処分行政庁である鳥取市長が所属する地方公共団体である控訴人に対し、本件甲処分又は本件乙処分の取消しを請求するとともに、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）37条の3第1項2号に基づき、本件各文書の開示処分の義務付けを求めた事件である。

原判決は、本件各文書に記載された情報は、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるから、公開条例所定の不開示情報に該当し、また、本件各文書には控訴人慎太郎に関する保有個人情報に記載されていないと考えられるから、控訴人慎太郎が保護条例によって開示請求をすることはできないなどとして、本件甲処分又は本件乙処分の取消しを求める控訴人龍彦及び控訴人慎太郎の各請求をいずれも棄却し、控訴人らの行訴法37条の3第1項2号に基づく義務付けの各訴えについては、同条5項により行政処分の取消訴訟又は無効確認訴訟に勝訴することがその訴訟要件となると解されるどころ、本件甲処分及び本件乙処分の取消訴訟がいずれも理由がないとして棄却される以上、上記各訴えは訴訟要件を欠いていて不適法であるとして、いずれも却下した。

これに対し、控訴人らが、原審における請求と同旨の判決を求めて控訴した。

2 前提事実

当事者間に争いがないか、掲記の証拠により容易に認定できる本件の前提となる事実は、次のとおりである。

(1) 関係法令等

本件に関係する被控訴人の公開条例の抜粋は、別紙「1 鳥取市情報公開条例」以下のとおりであり、保護条例の抜粋は、別紙「2 鳥取市個人情報

保護条例」以下のとおりであり、鳥取市税条例（昭和25年9月8日鳥取市条例第10号。以下「市税条例」という。）の抜粋は、別紙「3 鳥取市税条例」以下のとおりであり、鳥取市長は、公開条例2条(1)号及び保護条例2条(2)号各所定の実施機関である（乙1，3，7）。

(2) 本件に関わる被控訴人の固定資産税の減免措置等

ア 被控訴人は、地方税法367条の委任に基づき、市税条例58条1項で固定資産税の減免に係る要件を定めている（別紙3参照）。

また、地方税法702条の8第1項は、都市計画税の賦課徴収は固定資産税の賦課徴収の例によると定めているところ、被控訴人は、市税条例153条で同様の定めを置いている（別紙3参照）。

イ 被控訴人は、市税条例58条1項4号、153条所定の減免の対象日から施行された鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領（乙8）において、他の対象とともに、鳥取市の同和対策対象者も減免の対象とする旨を定め（6項1号）、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（甲4）において、実施の基準を定めた。

同要綱は、旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）2条に規定する対象地域及び市長が別に定める地域（以下、両地域を併せて「対象地域」という。）の住民が所有する固定資産のうち、市長が定める区域内にある土地及び家屋（以下、両不動産を併せて「対象資産」という）の固定資産税及び都市計画税を、同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置（以下「同和対策減免措置」という。）の対象とし、対象資産の固定資産税及び都市計画税に係る課税標準額の合計額（当該金額が1500万円を超えるときは1500万円）に対応する固定資産税又は都市計画税の50%に相当する金額を減税する旨規定していた（甲4）。なお、同要綱は、平成23年4月1日に廃止されたが、経過措置において、対象資産に対する平成23年度分の

固定資産税及び都市計画税については、課税標準額の合計額（当該金額が1500万円を超えるときは1500万円）に対応する固定資産税又は都市計画税の25%に相当する金額を減税するものと定められた（乙9）。

ウ 鳥取市長は、上記ア、イのと通りの被控訴人の法令等に基づき、平成24年3月31日まで、同和対策減免措置を実施してきた。

(3) 本件甲処分及び本件乙処分の処分経過等

ア 控訴人龍彦は、平成22年8月16日付けで、鳥取市長に対し、公開条例6条1項に基づき、本件各文書を含む合計6種の文書の開示請求をした（甲1）。

鳥取市長は、同年9月2日付けで、本件各文書については、「開示請求に係る文書は、特定の地域を指定した文書であり、当該文書があるかないかを答えるだけでその地域が同和地区であるかどうかを公にすることとなります。その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあります。このため、本件請求に対しては、文書のあるなしに関する回答を含めて請求を拒否するものです。」との理由を付して、開示しない旨の決定をし（本件甲処分）、また、その余の文書については、開示する旨の決定をし、それらの写しを控訴人龍彦に送付した（甲2、3）。

控訴人龍彦は、本件甲処分につき、同年10月28日付けで、鳥取市長に対し、異議を申し立てたが、鳥取市長は、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問に係る答申を受けて、平成23年9月21日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした（甲5、9）。

イ 控訴人慎太郎は、平成22年9月6日付けで、鳥取市長に対し、保護条例14条1項に基づき、本件各文書の開示請求をした（甲10）。

鳥取市長は、同年9月21日付けで、本件甲処分と同文の理由を付して、本件各文書を開示しない旨の決定をした（本件乙処分。甲11）。

控訴人慎太郎は、本件乙処分につき、同年11月15日付けで、鳥取市長に対し、異議を申し立てたが、鳥取市長は、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問に係る答申を受けて、平成23年9月21日付けで、同異議申立てを棄却する旨の決定をした（甲12、16）。

ウ 控訴人らは、平成24年3月8日、原審裁判所に対し、本件甲処分及び本件乙処分の取消し等を求める訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件各文書は、公開条例所定の不開示情報に該当するか（本件甲処分関係）。

（被控訴人の主張）

ア 公開条例7条は、「実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」とし、同条(2)号本文は、「個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と各規定し、さらに、公開条例10条は、「実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している（別紙1参照）。

本件各文書は、同和対策減免措置に関する文書であり、本件各文書が開示されれば、特定の地区に同和地区が存在するか否かが明らかになるが、部落差別が鳥取県内や鳥取市内において未だ解消されていない現状に照らすと、ある地区が同和地区に該当するかどうかという事項は、当該地区の

居住者や出身者にとって秘密にしたい私的生活情報であるといえるし、ある地区に対象地域が存在するという情報が開示されれば、当該地区の居住者や出身者が差別を受けるおそれがあるから、それらの者の権利利益を害するおそれがある。その上、本件各文書は、特定の地区を指定した文書であり、当該文書があるかないかを答えるだけで、その地区に同和地区があるかどうかを公にすることになる。

イ したがって、鳥取市長が、本件各文書に記載された情報が公開条例7条(2)号本文に該当する不開示情報に該当し、かつ、本件各文書が存在しているか存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとして、公開条例10条により本件甲処分をしたことは、正当である。

(控訴人龍彦の主張)

ア 本件各文書によって控訴人龍彦が開示を求めている情報は、同和対策減免措置の要件に関する情報であって、個人に関する情報でも、個人の権利利益を害するおそれがある情報でもない。

イ 被控訴人は、鳥取県が実施した人権意識調査を根拠として、未だに部落差別の意識がなくなったとはいえないから、同和地区居住者又は同和地区出身者が差別にさらされるおそれがあると主張する。

しかし、本件各文書は、鳥取市下味野地区(以下「下味野地区」という。)に関する文書であるところ、鳥取県が行った上記意識調査は、鳥取県全体で約100地区ある同和地区全体に対する漠然とした印象を反映したものにすぎないから、これが下味野地区にも当てはまるとする判断は、不当な一般化にほかならず、上記意識調査は、根拠とならない。

ウ 下味野地区に同和地区が存在することは、鳥取市においては広く知られた事実である。すなわち、下味野部落史研究会が鳥取県立公文書館に奇贈し、同館で誰でも読むことができる「ムラのあゆみ1」という冊子には、下味野地区の旧赤池集落が被差別部落であることが記載されている(甲1

8)。また、その校区に下味野地区を含む鳥取市立美和小学校（以下「美和小学校」という。）は、下味野地区に同和地区が存在することを教え、さらに、それを明らかにすることが大切であると指導してきた（甲24）。その上、被控訴人が発行する広報誌である「とっとり市報」においても、同和対策事業としての小集落改良事業、同和地区の子供会活動、同和地区住民の体験談等が、下味野という実名入りで記事にされている（甲31の1ないし6）。

したがって、本件各文書が公開され、下味野地区に同和地区が存在することが明らかにされたとしても、個人の権利利益を害することはない。

エ 同和対策事業は、同和地区の場所を公にしながらか事業を進めることで差別を解消することを事業目的として実施されたのであり、実際、同和地区の場所が記載された「同和地区精密調査」の報告書（甲26）が、国立公文書館で公開されている（甲27）が、同文書で同和地区とされた地域の居住者や出身者が差別を受けている証拠はないから、本件各文書が公開され、下味野地区に同和地区が存在することが明らかになったとしても、下味野地区の居住者や出身者個人の権利利益が害されるおそれはない。

（被控訴人の反論）

控訴人龍彦は、同和対策事業の事業目的が、同和地区の場所を公にするところにあるとし、本件各文書が開示されても下味野地区の居住者や出身者の個人の権利利益を害するおそれはないと主張する。

しかしながら、同和対策事業について定めた同和対策事業特別措置法の法文からすれば、同和対策事業がその対象地域を公にすることを目的又は目標とするものでないことは明らかであって、控訴人龍彦の主張は、失当である。

(2) 本件各文書は、公開条例所定の不開示情報の除外情報に該当するか（本件甲処分関係）。

（控訴人龍彦の主張）

公開条例7条(2)号は、前記(1) (被控訴人の主張) ア記載の本文に続き、「ただし、次に掲げる情報を除く。」とし、同号アとして、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と定めているところ、本件各文書に記載された情報は、以下のとおり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たる。

ア 各国民に対する課税額は、租税法律主義（憲法30条及び84条）に基づき、あらかじめ法令によって明らかにされなければならないところ、被控訴人は、前記前提事実(2)のとおり、同和対策減免措置の内部基準として、鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を定めており、同要綱は対象地域の住民に対する固定資産税等を減税の対象としているため、各国民の課税額を知る上で、同和対策減免措置の対象となる者に関する情報を知る必要があるから、対象地域が明らかにされなければならない。仮に、対象地域外の住民に対してその対象地域を明らかにすることまでが求められておらず、地方自治体が秘密裏に固定資産税の減免の対象地域を設定することが許されるとすれば、不動産の評価基準が公にされても、実際の固定資産税額が公正であるかどうかを確認できなくなるから、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の手続を定めている地方税法416条の縦覧制度が無意味化し、固定資産税制の信頼性の根幹を崩すことになる。

したがって、同和対策減免措置の対象地域に係る情報は、租税法律主義により公にされることが予定されている情報である。

イ また、前記(1) (控訴人龍彦の主張) ウのとおり、下味野部落史研究会が鳥取県立公文書館に寄贈し、同館で誰でも読むことができる「ムラのあゆみ1」という冊子には、下味野地区の旧赤池集落が被差別部落であることが記載されていること、その校区内に下味野地区がある美和小学校は、少

なくとも平成3年ころまでは、下味野地区に同和地区が存在することを教え、さらに、それを明らかにすることが大切であると指導してきたこと、同エのとおり、同和地区の場所が記載された「同和地区精密調査」の報告書が国立公文書館で公開されていることに加え、被控訴人が同和対策事業として小集落改良事業を行ってきたことは公知の事実であるところ、下味野地区の旧赤池集落では、小集落改良事業が実施されており、現在も、旧赤池集落には、小集落改良事業の記念碑及び部落解放同盟鳥取県連合会書記長・同中央本部執行委員であった人物の銅像が置かれており、しかも、下味野地区には、平成23年5月まで、「同和地区及びその周辺地域」及び「同和地区住民及び周辺住民」のための施設とされていた下味野集会所が設置されていたことなどの事情からすると、下味野地区に同和地区が存在することは、慣行として公にされてきたといえる。

(被控訴人の主張)

ア 租税法律主義の最も重要な内容は、納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件及び租税の賦課・徴収の手続が法律で定められていなければならないとする課税要件法定主義であって、誰が減免を受けるかについてまで公にすることを要請するものではない。

そして、前記前提事実(2)のとおり、地方税法367条の委任に基づく市税条例58条1項が固定資産税の減免に係る要件を定め、被控訴人が同項を根拠として同和対策減免措置を行っていることにより、課税要件法定主義は貫徹されており、租税法律主義の要請は満たされている。

したがって、ある地区が対象地域にあたるか否かという情報は、憲法84条及び地方税法367条によって「公にすることが予定されている」情報とはいえない。

イ 控訴人龍彦は、下味野地区に同和地区が存在することは公にされてきておりそれは慣行であると主張するが、ある地域が同和地区であるといった

情報は、慣行として公にされているものではない。

- (3) 本件各文書は、保護条例所定の不開示情報に該当するか（本件乙処分関係）。

（被控訴人の主張）

ア 保護条例15条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とし、同条(4)号本文は、「開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの。」と各規定し、さらに、保護条例18条は、「実施機関は、開示請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している（別紙2参照）。

本件各文書は、開示請求者である控訴人慎太郎以外の者に関する情報が含まれている保有個人情報に当たり、かつ、前記(1)（被控訴人の主張）アのとおり、本件各文書は、同和対策減免措置に関する文書であるから、本件各文書が開示されれば、特定の地区に同和地区が存在するか否かが明らかとなり、特定の地区の居住者や出身者が差別を受けるおそれがあるなど、それらの者の権利利益を害するおそれがある。その上、本件各文書は、特定の地域を指定した文書であり、当該文書があるかないかを答えるだけで、その地域に同和地区があるか否かを公にすることになる。

イ したがって、鳥取市長が、本件各文書に記載された情報が保護条例15条(4)号本文に該当する不開示情報に該当し、かつ、本件各文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして、保護

条例18条により本件乙処分をしたことは、正当である。

(控訴人慎太郎の主張)

ア 控訴人慎太郎は、自身の固定資産が同和対策減免措置の対象となるかどうかを判断するために必要な情報を請求したのであり、すなわち、控訴人慎太郎の住所地が同和対策減免措置の対象に含まれているか否かに関する情報を請求したのであり、それは、控訴人慎太郎にとって被控訴人の保有する控訴人慎太郎に関する個人情報であって、「開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報」ではない。

イ 下味野地区に同和地区が存在することは下味野地区の住民であれば当然知り得ることであるから、本件各文書の開示と下味野地区に同和地区が存在することが明らかになることとの間には因果関係がない。

また、下味野地区に同和地区が存在することは、鳥取市においては広く知られた事実であるから、本件各文書が公開されたとしても、個人の権利利益を害することはない。

ウ 同和対策減免措置の具体的要件が個別的に開示されないのであれば、自己に課される固定資産税額が適法なものかどうか知ることができないことになり、憲法30条、84条が定める租税法律主義に反する。

エ 下味野地区に同和地区が存在することは、前記(2)(控訴人龍彦の主張)イのとおり、慣行として公にされてきた。

(被控訴人の反論)

ア 控訴人慎太郎は、同和対策減免措置の対象地域を開示しないことは租税法律主義に反すると主張するが、対象地域は、前記(2)(被控訴人の主張)アのとおり、租税法律主義によって公にすることが予定されているものではない。

イ 控訴人慎太郎は、下味野地区に同和地区が存在することは慣行として公にされていると主張するが、前記(2)(被控訴人の主張)イのとおり、ある

地区が同和地区であるかどうかといった情報は、慣行として公にされているとはいえない。

- (4) 義務付けの訴えの訴訟要件を具備しているか（本件甲処分及び本件乙処分関係）。

（被控訴人の主張）

控訴人龍彦の本件甲処分の取消しを求める請求及び控訴人慎太郎の本件乙処分の取消しを求める請求は、いずれも理由がないから、控訴人らの行訴法37条の3第1項2号に基づく本件各文書の開示処分の義務付けを求める各訴えは、いずれも同条5項所定の要件を欠くものとして不適法であり、却下されなければならない。

（控訴人らの主張）

争う。

控訴人龍彦の本件甲処分の取消しを求める請求及び控訴人慎太郎の本件乙処分の取消しを求める請求は、いずれも理由があるから、被控訴人の主張は、失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各文書の公開条例所定の不開示情報該当性）

(1) 本件各文書の公開条例7条(2)号本文所定の不開示情報該当性について

ア 前記第2の1記載の「同和対策固定資産税減免に関する平成20年度以降の、①下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式、②下味野地区の同和減免の件数と総額、③下味野地区の対象地域（地図など）」という本件各文書の内容及び性質に照らせば、本件各文書に特定の個人を識別することができる情報が記載されているとは考え難いから、本件各文書の記載内容が公開条例7条(2)号本文所定の不開示情報に該当するかどうかについては、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報が記載されているか否か

が問題となると考えられる（別紙1参照）。

イ そこで検討するに、本件各文書は、上記のとおり、いずれも平成20年度以降の同和対策減免措置に関する文書であるから、本件各文書が開示されれば、特定の地区が対象地域に該当するか否か、すなわち、地方公共団体である被控訴人が、特定の地区を同和地区であると把握しているか否かが明らかとなる性格の文書であると認められる。減免対象者に対する説明資料一式そのものについては、直ちにそれらの情報を明らかにするものとはいい難いが、控訴人龍彦が下味野地区の減免対象者に対する説明資料一式と限定して開示請求をしていることに照らし、鳥取市長がこのような限定を付した開示請求に漫然と応じるとすれば、地方公共団体である被控訴人が特定の地区である下味野地区内に同和地区が存在するとしていることを明らかにすることになるから、上記の理は異ならないというべきである。

そして、鳥取県が平成17年12月にまとめた鳥取県人権意識調査報告（乙11）によれば、部落差別の現状の認識について、今なお多くの分野で格差や差別意識が現存していると回答した人が10.2%、同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていないと回答した人が13.5%、同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていないと回答した人が37.3%等、差別意識が解消されていないとの回答が61%に達したこと（乙11・57頁）、自分の子が同和地区出身者と結婚しようとする場合にどのように対応するかについての質問に対しては、結婚に否定的な意見が20.0%に及んだこと（乙11・61頁）が認められ、また、鳥取県が平成23年2月に実施した鳥取県人権意識調査（乙12）によれば、平成17年の意識調査と同様の質問に対し、今なお多くの分野で格差や差別意識が現存している旨の意見（9.6%）や、同和地区の生活環境や就労・教育面の格

差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない旨の意見（30.6%）等、差別意識が解消されていない旨の意見が53.2%に達したこと（乙12・75頁）、自分の子が同和地区出身者と結婚しようとする場合にどのように対応するかについては、結婚に否定的な意見が12.1%を占めたこと（乙12・83頁）が認められる。したがって、鳥取県においては、徐々に解消されつつあるものの、未だ部落差別の意識がなくなったとはいえない状況にあるといわざるを得ない。

このような現状に鑑みれば、仮に公開条例所定の実施機関である鳥取市長が、特定の地区に対象地区があるかどうかに関わる公文書の開示請求に応じ、結果として地方公共団体である被控訴人が特定の地区を同和地区と把握していることを表明することになれば、当該地区の居住者や出身者が差別にさらされるおそれがあると認めることが相当である。そして、このようなおそれは、文書が開示されることによって発生するのであるから、文書の開示請求者が差別的取扱いを企図しているか、そうでないかによって異なるものではない。

ウ そうすると、本件各文書に記載された情報が公開条例7条(2)号本文所定の不開示情報に該当するとした鳥取市長の判断は、合理的であったと認められる。

(2) 控訴人龍彦の主張について

ア これに対し、控訴人龍彦は、鳥取県が行った上記各意識調査は鳥取県全体の同和地区全体に対する漠然とした印象を反映したものにすぎず、これが下味野地区にも当てはまるとすることは不当な一般化であり、上記各意識調査の結果は本件各文書を開示することにより下味野地区の居住者や出身者の権利利益を害するおそれがあることの根拠とならないと主張する。

しかし、鳥取県民全体の意識として未だに部落差別がなくなったとはいえない現状において、仮に被控訴人が下味野地区には同和地区が存在する

と把握している旨の内容が記載された公文書による情報が明らかになれば、下味野地区の居住者や出身者が差別にさらされるなど、その権利利益を害するおそれが生じることは相当の蓋然性をもって想定されるというべきであるから、控訴人龍彦の上記主張は、採用できない。

イ また、控訴人龍彦は、下味野地区に同和地区が存在することは鳥取市においては広く知られた事実であるから、本件各文書が公開されたとしても個人の権利利益を害することはないと主張する。

確かに、下味野部落史研究会が鳥取県立公文書館に寄贈した「ムラのあゆみ1」という冊子には、歴史的な事実として下味野地区の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されており、同館で何人も閲覧可能であること（甲18）、下味野地区では昭和51年から昭和55年にかけて同和対策事業として小集落地区改良事業が実施され（甲29）、現在も小集落改良事業の記念碑及び部落解放同盟鳥取県連合会書記長・同中央本部執行委員であった人物の銅像が置かれていること（甲22の1ないし3）、下味野地区を校区に含む美和小学校では、下味野地区に同和地区が存在することを明らかにし、それを公にすることが大切であると指導してきたことがあること（甲24）、昭和52年11月から昭和57年10月にかけての被控訴人の広報誌「とっとり市報」における同和対策事業としての小集落改良事業、同和地区の子供会活動、同和地区住民の体験談等に関する記事の中で、「下味野」という特定の地区名が記載されていること（甲31の1ないし6、甲33、弁論の全趣旨）などの事実が認められるから、下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められる。

しかしながら、特定の地区に同和地区が存在するとの情報が流布しているとしても、地方公共団体である被控訴人が特定の地区を同和地区として把握していることや、具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地

区として把握しているかなどといった情報が明らかにされるとすれば、前記(1)イのと通りの鳥取県民の意識の下では、当該地区が同和地区として公式に認定されたとして、当該地区の居住者や出身者の権利利益を害するおそれが更に現実化するといわざるを得ない。したがって、そのような内容の情報が記載された文書は、なお個人の権利利益を害するおそれのある文書に当たるといふべきである。そして、このことは、同和地区の地区名や所在地が記載された「同和地区精密調査」の報告書が国立公文書館で閲覧に供されているとの事実（甲26、27）によっても、左右されない。

したがって、控訴人龍彦のこの点に関する主張も、採用できない。

ウ さらに、控訴人龍彦は、同和対策事業は同和地区の場所を公にしながらか事業を進めることによって差別を解消することを目的としているところ、それによって同和地区であることが明らかになった地域の居住者及び出身者に差別が生じた証拠はないと主張する。

しかしながら、同和対策事業の目的は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することにある（旧同和対策事業特別措置法1条参照）、同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにある（同法5条）から、同和対策事業が、その対象地域を公にすることによって差別を解消することを目的としていたとは認め難く、控訴人龍彦の主張は、その前提において失当であり、採用できない。

(3) まとめ

以上のとおりであるから、本件各文書に記載された情報は、公開条例7条(2)号本文所定の不開示情報に該当すると認められる。

2 争点(2) (本件各文書の公開条例所定の不開示情報除外情報該当性)

(1) 控訴人龍彦の主張について

ア 別紙1のとおり、公開条例7条(2)号アは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は個人の権利利益を害するおそれがある情報であっても不開示情報に該当しない旨定めているところ、控訴人龍彦は、憲法30条及び84条に基づく租税法律主義からすれば、同和対策減免措置の対象地域は法令により公にすることが予定されている情報に当たる、また、鳥取県立公文書館で誰でも閲覧可能な「ムラのあゆみ1」という冊子に下味野地区の旧赤池集落が被差別部落であると記載されていること、その校区内に下味野地区がある美和小学校では、下味野地区に同和地区が存在することやそれを明らかにすることが大切であると指導してきたこと、被控訴人が下味野地区の旧赤池集落で同和対策事業であることが公知の小集落改良事業を実施し、同集落には同事業の記念碑等が置かれていることなどの事情からすると、下味野地区に同和地区が存在することは慣行として公にされてきたと主張する。

イ しかしながら、憲法84条が定める租税法律主義とは、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国又は地方公共団体の行う多様な課税すべてについて、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないとすることまでをも要求する原則ではないと解される。

そうすると、同和対策減免措置の対象地域外の住民にとってその対象地域が明らかでないとしても、租税法律主義がその対象地域を明らかにすることを要請しているとはいえないから、対象地域は、憲法84条によって「公にすることが予定されている」情報であるとは認められない。

したがって、控訴人龍彦のこの点に関する主張は、採用できない。

ウ また、前記1(2)イのとおり、控訴人龍彦の主張する下味野地区に同和地区があることを示唆する種々の事実は認められるけれども、地方公共団体である被控訴人が、下味野地区に同和地区が存在するとの情報を積極的に不特定多数の人にあまねく知れわたるような状態に置いて公にしていた（法令用語研究会編「有斐閣 法律用語辞典」有斐閣 第3版（2006）82頁参照）とは認め難く、少なくとも、被控訴人が、特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として具体的に把握しているかなどといった情報を周知し、公にしていたとの事情は、認めるに足りない。

そうすると、控訴人龍彦の主張する上記の事実が認められるとしても、特定の地区が同和地区であることや、下味野地区に同和地区があることといった情報は、公にすることが法令によって認められている情報でないことはもとより、公にすることが慣行によって認められ、又は予定された情報であるとは到底認められないというべきである。

したがって、この点に関する控訴人龍彦の主張も、採用し難い。

(2) まとめ

以上のとおりであるから、本件各文書に記載されている情報は、公開条例7条(2)号ア所定の不開示情報の除外情報に該当するとは認められない。

そして、本件各文書の開示請求は、下味野地区の同和対策減免措置の対象者に対する説明資料、下味野地区の同和対策減免措置の件数及び総額、地図等をもって特定された下味野地区の対象地域の開示を求めるものであるから、鳥取市長が本件各文書の存否を明らかにするだけで、結果として、地方公共団体である被控訴人が、下味野地区に同和地区が存在すると把握しているか否かを明らかにすることになり、このような情報を不開示情報として個人の権利利益を害するおそれの発生を防止しようとした公開条例7条(2)号の趣旨が没却されることになる。

そうすると、公開条例10条に基づき、本件各文書の存否を明らかにしな

いで控訴人龍彦の開示請求を拒否した鳥取市長の本件甲処分には、何ら不当な点はないというべきである。

よって、控訴人龍彦の本件甲処分の取消しを求める請求は、理由がない。

3 争点(3) (本件各文書の保護条例所定の不開示情報該当性)

(1) 本件各文書の記載内容の保有個人情報該当性について

保護条例13条1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定めているが、ここにいう保有個人情報とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいい(保護条例2条(3)号本文)、さらに、個人情報とは、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」をいう(保護条例2条(1)号本文。以上、別紙2参照)。

しかるところ、前記1(1)アのとおり、本件各文書の内容、性質に照らせば、本件各文書に特定の個人を識別することができる情報が記載されていることは考え難いのであるから、本件各文書には、控訴人慎太郎に関する保有個人情報記載されていないと認められる。

そうすると、そもそも控訴人慎太郎が保護条例によって本件各文書の開示請求をすることは認められないといわざるを得ない。

(2) まとめ

以上によれば、控訴人慎太郎の保護条例に基づく本件各文書の開示請求は、被控訴人が本件各文書の記載内容が保護条例15条(4)号本文所定の不開示情報に該当するとし、さらに、本件各文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして保護条例18条により本件乙処分をしたことの当否を問うまでもなく、認められる余地がない。

よって、控訴人慎太郎の本件乙処分の取消しを求める請求は、理由がない。

4 争点(4) (義務付けの訴えの訴訟要件具備いかん)

本件各文書の開示処分の義務付けを求める控訴人らの各訴えは、行訴法3条6項2号、37条の3第1項2号に基づくものであるから、同条5項により取消訴訟又は無効等確認訴訟において勝訴することがその訴訟要件となると解されるところ、控訴人龍彦の本件甲処分の取消しを求める請求及び控訴人慎太郎の本件乙処分の取消しを求める請求がいずれも理由のないことは、前記2(2)及び3(2)で説示したとおりであるから、本件各文書の開示処分の義務付けを求める控訴人らの各訴えは、訴訟要件を欠くものとして不適法であって、却下されなければならない。

5 結論

以上のとおりであるから、控訴人龍彦の本件甲処分の取消しを求める請求及び控訴人慎太郎の本件乙処分の取消しを求める請求をいずれも理由がないとして棄却し、控訴人らの本件各文書の開示処分の義務付けを求める各訴えをいずれも不適法として却下した原判決は、以上と同旨をいうものとして相当であり、控訴人らの本件控訴はいずれも理由がないから、本件控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官 塚 本 伊 平

裁判官 小 池 晴 彦

裁判官 高 橋 綾 子

(別紙)

1 鳥取市情報公開条例

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 省略

第6条

前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、当該行政文書を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 省略

第7条

実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の

個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 省略

(3)ないし(8) 省略

第10条

実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 鳥取市個人情報保護条例

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で

あって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 省略

第13条

何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 省略

第14条

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

2及び3 省略

第15条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)ないし(3) 省略

(4) 開示請求者以外の者に関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5)ないし(8) 省略

第18条

実施機関は、開示請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

3 鳥取市税条例

第58条

市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公費の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に定めるものを除くほか、特別な事情がある者の所有する固定資産

2及び3 省略

第153条

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

これは、正本である。

平成25年10月9日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 兒 玉 雅 樹

